○厚生労働省告示第二百九十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一	別表第一
（略）	（略）
（略）	（略）
平成二十八年度	平成二十八年度
年五・四七パーセント	年五・四七パーセント
平成二十九年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	
年十四・九三パーセント	

○国土交通省告示第八百二十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間
九州横断自動車道長崎大分線	諫早市貝津町一一〇七番二
	平成二十九年九月八日九時

○東北地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間
四十六号	大仙市協和荒川字木仏山九番五から同市協和荒川字木仏山一〇番三まで

供用開始の期日	平成二十九年九月十日
図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間
二百四十六号	横浜市緑区長津田町字馬ノ背四三九七番九から同市緑区長津田町字馬ノ背四三九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
供用開始の期日	平成二十九年九月八日

○関東地方整備局告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道二百四十六号	横浜市緑区長津田町字馬ノ背四三九七番九から同市緑区長津田町字馬ノ背四三九九番一まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所
二　制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
三　占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日	平成二十九年九月九日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　北陸地方整備局長　小俣　篤

㈠　道路の種類	一般国道
㈡　路線名	七号
㈢　道路の区域	

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
村上市猿沢字下ヤチ六八六番一から同市伊呉野字イクレノ一一〇五番三八まで	前	八・五一～一四・六〇	三七・八九五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一五・一〇～三五・九四	一五・二一八	
	A	八・五一～一四・六〇	三七・八九五	
	後 B・C	一五・一〇～三五・九四	三四・二〇三	

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所